

第7回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日（金）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 17名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明		
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔	15	今村 昭仁
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 1名

3	猪飼 敬司
---	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第1号	農地法第5条の規定による許可について
日程第3	議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定について
日程第4	議案第3号	農地法第52条の規定による農地賃借情報の提 供について

6. 事務局 吉田局長、井本主任主査、高橋主査

7. 閉会時間 午後1時51分

8. 会議の概要

議長	ただ今の出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、第7回大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、13番・太田福司委員、14番・竹内稔委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
吉田局長	それでは、昨年12月21日開催の第6回総会以降に行われました業務等につきまして、報告致します。 (議案に基づき業務報告を説明) 以上で業務報告を終わります。
議長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 (質疑なし) 以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第1号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。提案説明を求めます。
吉田局長	議案第1号、農地法第5条の規定による許可についての件を提案説明申し上げます。 農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。 転用者と転用する土地の所有者がことなる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地所有者が連名で許可申請し、農地法第5条の規定による許可を受けることになります。 今回ご審議頂きます申請は、農業者以外の一般住宅建設1件でございます。 転用する農地の所在は、幸町であり、大樹町都市計画の用途指定地域に位置

	し、農地の区分としては、第3種農地の位置付となります。 つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。
議長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
高橋主査	申請番号1番、所有権の移転による一般住宅の建設を行う案件であります。 (議案に基づき番号1番を説明) なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図、大樹都市計画用途地域図等を添付しておりますのでご参照願います。 また、この案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。 工期が終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。 以上で、説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。 第4班班長、吉田義明委員から報告願います。
吉田(義)委員	この案件は、(氏 名A)と(氏 名B)の申請の案件ですが、(氏 名A)の所有地で今回、一般住宅建設のための永久転用でございます。 建設計画などを含めて申請されておりました内容につきましては、事務局から説明がありましたように、都市計画区域内の用途指定を受けた地域で第3種農地に区分されている平坦な農地であり、またすぐ隣まで住宅地になっております。 そのようなことから、許可しても確実に実行されると確信し、協議の結果、転用を認めて良いと班では判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

	はい、原口代理
原口代理	確認ですけれど、事務局からの説明の中で、完成後地区担当と確認をするという内容説明がありましたが、第４班の中で誰が地区担当なのか教えていただきたい。
議長	はい、事務局から説明を求めます。
吉田局長	班の担当ではなくて地区ごとに担当の委員を決めていますので、その委員です。ただ、幸町に関しましては、地区割当てをしていませんので、振別地区が一番近いかと思いますので金曾委員が担当委員になると思います。 また、年１回の遊休農地、転用を行っているので、その際に確認するかいずれかどちらかで確認と思っております。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第１号、農地法第５条の規定による許可についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第３、議案第２号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。 提案説明を求めます。
吉田局長	議案第２号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を提案説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第１８条には、市町村が作成した集積計画を農業委員

	会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。 今回ご審議頂きます申請は３件でございます。 内訳は、賃貸借の更新３件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。
議長	それでは、申請番号１番から３番の内容について、事務局より説明を求めます。
高橋主査	申請番号１番から３番につきましては、賃貸借権の更新の案件となります。 (議案に基づき番号１番から３番を説明) 申請番号１番から３番につきまして、別紙に、農業経営基盤強化促進法第１８条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。 なお、同法第１８条第３項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。 また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。 以上で説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。申請番号１番から３番までは、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第２号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号１番から３番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)

	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第４、議案第３号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を議題といたします。提案説明を求めます。
吉田局長	議案第３号、農地法第５２条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を提案説明申し上げます。 今回ご審議頂きます農地の賃借料の情報提供につきましては、農地法第５２条において、農業委員会が果たす役割として、賃料等の農地に関する情報の収集、整理、分析を行い、提供を行うと規定されております。 つきましては、その内容等について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。
議長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
高橋主査	農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供について 農地の賃借料情報の提供につきましては、農地法第52条の規定に「農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、賃借料等の情報提供を行うものとする」と定められております。次のページ別紙をご覧ください。 ２月18日に農地委員会を開催し、令和２年１月１日から令和２年12月31日までの１年間に於ける許可及び公告のあった賃貸についての実勢価格を基に、農地の賃借料を地区ごとに分けて別紙のとおり整理しております。 例年に倣い、北部、中央部、沿岸部に分けたので、報告いたします。 北部－平均で10 a 当り 5,600円、最高で10 a 当り 6,500円、最低で10 a 当り 4,500円で筆数は18筆でありました。 以降、単位は全て10 a 当りでありますので、省略させていただきます。 中央部－平均で5,900円、最高で6,300円、最低で4,000円で筆数は91筆であります。沿岸部－平均で4,000円、最高で6,000円、最低で2,500円で筆数は203筆であります。総計で312筆でありました。以上のとおりであります。 ただし、農地保有合理化事業による賃貸借は除いております。 また、実勢価格の平均値は、筆数で平均値を出しているもので、比重案分し

	ているものではありません。 昨年より表の下に北部、中央部、沿岸部が分かりやすく、地区名を記載しております。なお、次のページに参考資料として、さらに細かい地区ごとの賃料表で、過去３年間、平成29年からの平均・最高・最低の賃料表となっておりますので、ご参照願います。 また、この賃貸借情報は、町のホームページ及び広報紙に掲載いたします。 以上で、説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、原口代理
原口代理	最後にある、表もホームページに載せているのか。
議長	はい、事務局説明を求めます。
高橋主査	ホームページ、広報誌に掲載するのは、前のページの別紙とあります賃料表のみでございます。 過去３年間の細かな表は、載せておりません。
議長	よろしいですか。
原口代理	はい。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第３号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

	以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。
吉田局長	次回の総会につきましては、3月29日月曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
議長	以上をもって、第7回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。